

✕ 天草花咲プロジェクト(花いっぱい運動)のお知らせ ✕

「あまくさオープンガーデン」登録募集

- 対象=自分でつくった庭、専門家が手がけた庭や花壇、プランターを一般公開できる人。なお、洋風・和風など庭のタイプは問いません。
- 内容=庭などの情報をオープンガーデンとして紹介し、一般公開していただきます。一般公開する日時や場所は登録者が設定できるほか、オープンガーデン用の表示板を配付します。また、庭の写真を掲載した冊子を作成し、紹介させていただきます。
- 期間=随時募集します。
- 応募方法=本庁(別館)・都市計画課または各支所担当課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、同課へ提出または郵送してください。なお、申込書は市のホームページからも取得できます。

■申込先=〒863-8631 (住所記載不要) 天草市役所・都市計画課

「あまくさオープンガーデン」冊子と「天草市花マップ」を作成しました!

3月までに登録したオープンガーデンを紹介する冊子と、市内の花の名所または花関連の祭りや行事を掲載した『天草市花マップ』を作成しました。作成した冊子とマップは、本庁(別館)・都市計画課または各支所担当課で配布しています。なお、市のホームページからも取得できます。



【問い合わせ先】本庁(別館)・都市計画課

「天草市花いっぱいコンクール」作品募集

- ◆応募部門=●花づくり部門…花を主体とした花壇・庭などのようすや活動状況 ●花のある風景部門…花や緑が美しい風景の写真。
- ◆対象=市内の庭・花壇・風景に限る。
- ◆応募期間=平成26年1月6日(日)まで。
- ◆申込方法=本庁(別館)・都市計画課または各支所担当課に備え付けの申込書に必要事項を記入し、花壇や庭の写真をはった写真シートを添付して、同課へ提出または郵送してください。なお、申込書や写真シートは市のホームページからも取得できます。※写真は1月1日から12月末日までに撮影したものに限り、写真は返却しません。
- ◆審査・表彰=部門ごとに審査を行い、平成26年2月上旬に入賞者を決定します。

市民提案を募集します
市政に対するご意見や提案などを、「市のホームページ」や「市長への便り」などで随時受け付けています。豊かで住みよい天草市づくりにつながるような、建設的なご提案をお寄せください。

▼対象II市民であればどなたでも提案できます。
▼提案方法II便せんなど(様式は自由)に、住所、氏名、電話番号を記入し、本庁・秘書課へ提出してください。

【郵送】〒863-8631 (住所記載不要) 天草市役所・秘書課
【FAX】②7016
【電子メール】hisyoka@city.amakusa.lg.jp
※詳細は本庁・秘書課へお尋ねください。

高い営農活動を実践する販売農家を対象とした事業です。対象事業は次のとおりです。

▼対象事業
①化学肥料と化学合成農薬の使用を慣行の5割以下に低減し、さらに緑肥の作付け、すき込みや堆肥の施肥などを実施する活動。
②有機農業による活動。

▼交付単価(10アール当たり) II 8,000円(ただし、堆肥の施肥は4,400円、有機農業のうち雑穀・飼料作物は3,000円)。

▼申込方法II 6月28日(金)までに、本庁(別館)・農業振興課または各支所担当課へ申し込んでください。
※詳細は本庁(別館)・農業振興課へお尋ねください。

「社会を明るくする運動」の標語を募集します

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。市では、この運動をよりいっそう推進するため、市民の皆さんから標語を募集します。

▼応募資格II 市内在住で高校生以上の人。
▼テーマII 「犯罪や非行の防止」「犯罪者の更生」。
▼応募方法II ハガキなどに標語と住所、氏名、年齢、電話番号、勤務先(学校名)を記入し、6月7日(金)までに〒863-0048 市内中村町10-8 天草市役所・生涯学習課内「社会を明るくする運動」天草市推進委員会事務局へ郵送してください。また、FAX②1191でも受け付けます。

※応募作品の中から、最優秀賞、優秀賞を決定します。最優秀賞の作品は、「法務省 社会を明るくする運動」中央推進委員会「が実施する標語募集」に応募します。
※詳細は本庁(別館)・生涯学習課へお尋ねください。



資源物回収活動実施団体に報奨金を交付します

- ▶対象活動=市の資源物回収とは別の日程または別の場所で行っている回収活動。ただし、地域の実情により資源物回収日に同じ場所で行う場合は、市の回収コンテナとは別の回収容器を配置してください。また、地域住民に、団体に集めていることを周知してください。
- ▶対象団体=各地区自治組織(行政区を除く)、PTA、地区子ども会、老人クラブ、婦人会、青年団など(NPO法人は対象となりません)。
- ▶報奨金の種類=次の2種類があります。
- ①回収量をもとに算定する報奨金…品目別の回収量に右表の報奨金単価を乗じた額(10円未満の端数は切り捨て)を交付。
- ②実施回数で算定する報奨金…年間を通して2回以上実施した場合に、(実施回数-1回)に2,000円を乗じて算出した額(上限1万円)を交付。
- ▶申請方法=本庁・環境施設課または各支所担当課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、同課へ提出してください。
- ※交付を受けようとする団体は、事前に登録が必要です。
- ▶申請期限=4月中に回収活動を行う団体は、4月26日(金)まで。
- ※5月1日以降に回収活動を始める団体は、活動の前までに必ず登録手続きを済ませてください。
- ▶報奨金交付の手続き=回収活動が終了後、速やかに実施報告書を提出してください。詳細は登録団体の代表者へ直接お知らせします。

◆品目別報奨金単価

品目	単価
古紙類	2円/kg
古布類	2円/kg
空きビン類	1円/本
空き缶類	1円/kg
ほかの資源物	1円/kg

【問い合わせ先】本庁・環境施設課

年金情報



20歳になると、学生であっても国民年金に加入することが義務付けられています。しかし、学生の場合、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合があるため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

この制度の納付猶予を希望する人は、「在学証明書」または「学生証の写し」を添えて、本庁・国保年金課または各支所国民年金担当窓口へ申請してください。



【問い合わせ先】本庁年金事務所 ☎④2154 / 本庁・国保年金課

～学生納付特例制度をご存知ですか～

- 平成24年度に学生納付特例制度により納付を猶予されている人で、同25年度も引き続き在学する予定の人へ
- 同一の学校に在学する場合は、3月下旬に『ハガキ形式』の「学生納付特例申請書」が送付されています。
- このハガキに必要事項を記入し、返送するだけで申請ができます(在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)。
- なお、この特例期間は、年金を受けるための必要な期間として取り扱いますが、年金額の計算には入りません。将来の年金額を増額するためには、10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」を利用できます。